

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム神寿苑

重要事項説明書

1.施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人神寿福祉会
- (2) 法人所在地 広島県神石郡神石高原町福永 1466 番地
- (3) 電話番号 0847-87-0190
- (4) 代表者氏名 理事長 佐々木 弘己
- (5) 設立年月日 昭和56年6月26日

2.ご利用施設の概要

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設
- (2) 施設の目的 介護保険法令に従い、ご契約者「以下（利用者）という」が、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に、日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、介護老人福祉施設サービスを提供します。
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム神寿苑
- (4) 施設の所在地 広島県神石郡神石高原町福永 1466 番地
- (5) 施設の電話番号 0847-87-0190
- (6) 施設長 宮木 健二
- (7) 施設の運営方針 利用者が可能な限り、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練を行い、利用者の心身の機能の維持ならびに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減が図れるよう、利用者の立場に立ったサービスを提供します。
居宅介護支援事業者、その他保健医療サービス、または福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- (8) 開設年月日 平成12年4月1日
- (9) 入所定員 52人

3.居室の概要

居室・設備の種類	部屋数	居室・設備の種類	部屋数
1人部屋	3	食堂兼機能訓練室	1
2人部屋	2	静養室	1
3人部屋	7	浴室	2
4人部屋	6	医務室	1

(合計)	18	面談室	1
------	----	-----	---

4. 従業員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して指定介護サービスを提供する従業員として、以下の職種の従業員を配置しています。

(主な従業員の配置状況)

	常勤・非常勤	職務内容
施設長	常勤 1 名	業務の一元的な管理
生活相談員	常勤 1 名 (介護支援専門員と兼務)	生活相談及び指導
介護職員	常勤 16 名 (1 名・介護支援専門員と兼務) 非常勤 3 名	介護業務
看護職員	常勤 3 名 非常勤 1 名	心身の健康管理、口腔衛生と機能のチェック及び指導、保健衛生管理
機能訓練指導員	常勤 3 名 (看護職員と兼務) 非常勤 1 名 (看護職員と兼務)	身体機能の向上、健康維持のための指導
介護支援専門員	常勤 2 名 (生活相談員・介護職員と兼務)	施設サービス計画の作成及び管理
栄養士	常勤 1 名	食事の献作成、栄養計算、栄養指導等
医師	非常勤 2 名	健康管理及び療養上の指導

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設で、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合 |
|---|

(1) 当施設が提供する基準介護サービス

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常 9 割又は 8 割又は 7 割が介護保険から給付されます。

《サービスの概要》

①居室の提供

②食事

当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状態、及び嗜好を考慮した食事を提供します。

(食事時間)

朝食 7:40～8:30 昼食 12:10～13:00 夕食 18:00～19:00

③入浴

- ・入浴又は清拭を週 2 回行います。
- ・寝たきりでも特殊浴槽を使用して入浴することができます。

④排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の身体等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。
- ・看護職員・協力病院と24時間連絡体制を確保します。

⑦その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるだけ離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

○介護老人福祉施設サービス費（1日当り）

【単位：円】

		要介護度				
		1	2	3	4	5
1.基本サービス利用料金		5,890	6,590	7,320	8,020	8,710
※1.日常生活継続支援加算		360	360	360	360	360
※2.夜勤職員配置加算		160	160	160	160	160
2 合計		6,410	7,110	7,840	8,540	9,230
3 うち介護保険から 給付される金額	1 割負担	5,769	6,399	7,056	7,686	8,307
	2 割負担	5,128	5,688	6,272	6,832	7,384
	3 割負担	4,487	4,977	5,488	5,978	6,461
4 サービス利用に係る自己負担額（2-3）	1 割負担	641	711	784	854	923
	2 割負担	1,282	1,422	1,568	1,708	1,846
	3 割負担	1,923	2,133	2,352	2,562	2,769
●上記4の自己負担額1ヶ月分に介護職員等処遇改善加算Ⅰ 14.0%を加算させていただきます。 計算方法 ・介護職員等処遇改善加算（1月あたり）＝介護報酬総単位数（基本サービス費＋加算・減算）×加算率（14.0%）（1単位未満四捨五入）×1単位の単価（10円）（1円未満切捨て） ・利用者負担額＝【上記金額】－（上記金額×利用者負担割合）（1円未満切捨て）						

※1.前入所者のうち、痰の吸引が必要な利用者の割合が前3カ月平均15%以上及び介護福祉士の数が入所者の6人に1人以上の場合の加算

※2.夜勤時間帯に勤務する職員が最低基準を1名以上（常勤換算）上回り、夜勤時間帯を通じて看

護職員又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置している場合の加算

○以下の場合には1日当りの利用料に所定の金額が加算されます。

6日以内の入院又は外泊をされた場合

【単位：円】 (日額)

		第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
1. サービス利用料金		2,460	2460	2,460	2460
2. 居住費		0	430	430	915
3. うち、介護保険から給付される金額	1割負担	2,214	2,214	2,214	2,214
	2割負担		1,968	1,968	1,968
	3割負担		1,722	1,722	1,722
4. 自己負担額 (1+2-3)	1割負担	246	676	676	1,161
	2割負担		922	922	1,407
	3割負担		1,168	1,168	1,653

入所された日から30日の期間、または30日を超える入院後再び入所された日から30日の期間

1日 1割負担 30円 2割負担 60円 3割負担 90円

病気治療のため、医師の指示により療養食を提供した場合

1食 1割負担 6円 2割負担 12円 3割負担 18円

(1日3食を限度)

ご利用者が退所される際、居宅を訪問し、相談援助を行った場合、入所中1回、退所後1回を限度とし

1回 1割負担 460円 2割負担 920円 3割負担 1,380円

ご利用者が退所される際、退所後の居宅サービス等の相談援助を行った場合、1回を限度とし

1回 1割負担 400円 2割負担 800円 3割負担 1,200円

ご利用者が退所される場合、利用を希望される居宅介護支援事業者へ必要な情報を提供し、連携して居宅サービスの利用の調整を行った場合1回を限度とし、

1回 1割負担 500円 2割負担 1,000円 3割負担 1,500円

○当施設の居住費・食費の負担額

市町村民税非課税世帯の方、生活保護・高齢福祉年金受給者の方で、配偶者も非課税、及び資産が一定額以下の方で、市町村より負担限度額認定を受けられた方は、施設利用の居住費（滞在費）・食費の負担が軽減されます。

【単位：円】 (月額)

対象者		区分	滞在費	食費
生活保護受給者で、預貯金等資産が単身で 1,000 万円以下、夫婦で 2,000 万円以下		利用者負担 第 1 段階	0	300
世帯全員及び配偶者が市町村民税非課税	老齢福祉年金受給者で、預貯金等資産が単身で 1,000 万円以下、夫婦で 2000 万円以下			
	公的年金収入額とその他の合計所得金額が 80 万円以下で、預貯金等資産が単身で 650 万円以下、夫婦で 1650 万円以下の方			
	公的年金収入額とその他の合計所得金額が 80 万円超 120 万円以下の方で、預貯金等資産が単身で 550 万円以下、夫婦で 1,550 万円以下の方			
	公的年金収入額とその他の合計所得金額が 120 万円超の方で、預貯金等資産が単身で 500 万円以下、夫婦で 1,500 万円以下の方	利用者負担 第 3 段階②	430	1,360
上記以外の方			915	1,600

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

※居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている負担限度額とします。

(2) (1)以外のサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①神石郡内と旧神石町隣接市町村以外の入退所時・受診等の送迎代

交通機関を利用した場合は実費

当事業所の自動車を使用した場合は、①の地域を越えた地点から路程 1km あたり 40 円

②理髪

月 2 回の理容師の出張による散髪を利用された場合の料金は実費を負担

③貴重品の管理

ご利用者の希望により、貴重品の管理サービスをご利用いただけます。

○管理する金銭の形態 : 施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりするもの : 上記預金通帳と印鑑、年金証書

○保管管理者 : 施設長

○出納方法 : 手続きの概要は以下のとおりです。

- ・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合　：備え付けの届出書を保管管理者へ
- ・保管管理者は上記届出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
- ・保管管理者は出入金の都度、出入金記録（出納簿）を作成します。
- ・利用料金　：1ヶ月当り　500円

④電気代

- ・テレビ1台当り（個人持ち込み分）　月額　525円
- ・電気毛布・電気アンカ（使用月のみ）　月額　525円

⑤日常生活上必要となる諸費用

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用で、ご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担していただきます。

おむつ代についても、入院中はご利用者の負担となります。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、請求しますので、翌月の末日までにお支払い下さい。

（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします）

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮に以下のような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご利用者に退所していただくことになります。

- ① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援1～要介護2と判定された場合
- ② 事業者が解散した場合又は、やむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失等により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合、または指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下を参照ください）
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下を参照ください）

(1) ご利用者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、ご利用者から当施設の退所を申し出ることができます。

その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

但し、以下の場合には、即時に契約を解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご利用者が入院された場合
- ③ 事業者、もしくはサービス従事者が正当な理由なくこの契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者、もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者、もしくはサービス従事者が故意または過失により、ご利用者の身体・財産・信用等

を傷つけ、又は著しい不信行為、その他この契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

- ⑥他の利用者が、ご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2)事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただく場合があります。

- ①ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご利用者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上滞納し、催告にもかかわらず、これが支払われない場合
- ③ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者、もしくは他の利用者等の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご利用者が連続して3ヶ月を越えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合（この場合には当施設に再び優先的に入所することはできません）

(3)円滑な退所のための援助

ご利用者が当施設を退所する場合には、ご利用者の希望により、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご利用者に対して速やかに行います。

- 適切な病院、もしくは診療所又は介護老人保険施設の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 事故発生時の対応と防止

当施設利用中に、ご利用者に事故が発生した場合は、速やかに家族に連絡を行うとともに、医療機関に受診する等の措置を講じ、保険者である市町に事故の報告を行います。

また、事故発生防止のための指針により、事故報告の分析を行い、改善策を従業者に周知します。

8. 身体拘束廃止の実施

当施設は、ご利用者、または他のご利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行いません。

やむを得ず身体拘束を行う場合は、その態様および時間、その際のご利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録します。また、ご利用者や家族に対し詳細に説明し、十分な理解を得るように努めます。

9. 感染症対策

当施設において、感染症や食中毒が発生し、またはまん延しないように感染症対策委員会の設置と定期的な開催を行います。また、予防およびまん延防止のための指針の整備・従業員の研修を行います。

感染症や食中毒が発生した場合は、速やかに適切な措置を講じるとともに、ご家族・県・保健所へ報告いたします。

10. 褥瘡防止対策

当施設はご利用者に褥瘡が発生しないよう、従業員の研修等を行い、適切な介護を行います。

11. 非常災害対策

当施設は防災計画を立て、定期的な避難訓練を行います。また、非常災害時は消防署等関係機関へ通報し、連携をとります。

12. 苦情処理の体制

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で随時受け付けます。

なお、第三者委員に直接申し出ることもできます。

○苦情受付窓口（担当者）

神寿苑 介護主任 三石 まゆみ 電話番号 0847-87-0190

看護主任 田邊 陽子 電話番号 //

○第三者委員

伊勢村 春行 神石高原町古川 21 番地 電話番号 0847-87-0672

米山 文子 神石高原町草木甲 844 番地 電話番号 0847-88-0730

(2) 苦情受け付けの報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を、下記の苦情解決責任者と第三者委員（苦情申し出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告します。

第三者委員は内容を確認し、苦情申し出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

○苦情解決責任者 施設長 宮木 健二

(3) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申し出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。その際、苦情申し出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次のとおり行います。

ア 第三者委員による苦情内容の確認

イ 第三者委員による解決案の調整、助言

ウ 話し合いの結果や改善事項の調整

(4) 当事業所以外に以下の苦情受付機関があります。

「神石高原町 福祉課 介護保険係」

連絡先 住所 神石郡神石高原町小畠 1701 番地
電話番号 0847-89-3535
FAX 0847-85-3541

「広島県国民健康保険団体連合会 介護保険課」

連絡先 住所 広島市中区東白島町 19 番 49 号 国保会館
電話番号 082-554-0783
FAX 082-511-9126

「広島県社会福祉協議会 運営適正化委員会」

連絡先 住所 広島市南区比治山本町 12-2
電話番号 082-254-3419
FAX 082-569-6161

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設サービスの提供について、この書面にに基づき重要事項について説明を行い、交付しました。

事業者 社会福祉法人神寿福祉会
所在地 広島県神石郡神石高原町福永 1466 番地
施設名 特別養護老人ホーム神寿苑
説明者 介護支援専門員

㊞

私は、この書面にに基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。

利用者 住所
氏名

㊞

代理人 住所
氏名

㊞